

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年3月31日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 24-41380-0283 号
工事（委託業務）名	道路橋りょう維持（維補）工事（橋梁補修）
質 問 事 項	
<ol style="list-style-type: none">1. 三坂橋 頁 0021 0008 号表2. 樋ノ口橋 頁 0010 0001 号表3. 樋ノ口橋 頁 0017 0008 号表4. 樋ノ口橋 頁 0018 0009 号表5. 樋ノ口橋 頁 0019 0010 号表6. 落合橋 頁 0028 0016 号表 それぞれの諸雑費に含まれるもののご教示願います。	
回 答 事 項	
<ol style="list-style-type: none">1. 令和6年度橋梁架設工事の積算 P4-167 に記載の通りです。2. 土木工事標準積算基準（福島県土木部 令和7年1月20日）P. IV-7-⑮-3 に記載の通りです。3. 土木工事標準積算基準（福島県土木部 令和7年1月20日）P. II-2-⑨-2 に記載の通りです。4. 土木工事標準積算基準（福島県土木部 令和7年1月20日）P. II-2-⑨-5 に記載の通りです。5. 土木工事標準積算基準（福島県土木部 令和7年1月20日）P. II-2-⑨-9 に記載の通りです。6. 土木工事標準積算基準（福島県土木部 令和7年1月20日）P. II-2-⑨-9 に記載の通りです。	

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年3月31日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 24-41380-0283 号
工事（委託業務）名	道路橋りょう維持（維補）工事（橋梁補修）
質 問 事 項	
採用単価表の下記項目について、ご教示願います。	
記	
1. 三坂橋 処分料（切削材）T9500 は、同番号のがれき類・コンクリート塊（無筋）と同一で計上されていますか？	
2. 三坂橋 差筋アンカー 掲載頁欄の“県 P. 71”は積算資料2月号 P. 71 のことですか？ また、採用品目は「ホークドラゴンアンカー D16」を採用されていますか？	
回 答 事 項	
7. 貴社ご理解のとおりです。	
8. 貴社ご理解のとおりです。	

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年3月31日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 24-41380-0283 号
工事（委託業務）名	道路橋りょう維持（維補）工事（橋梁補修）
質 問 事 項	
<p>1. 処分料(中間処理)切削材(コンクリート)は、榊枝建材のコンクリート塊 無筋の50cm以下・以上どちらを採用していますか。</p> <p>2. 処分料(中間処理)がれき類・コンクリート塊(無筋)は、榊枝建材のコンクリート塊 無筋の50cm以下・以上どちらを採用していますか。</p> <p>3. 処分料(中間処理)がれき類・コンクリート塊(有筋)は、榊枝建材のコンクリート塊 無筋の50cm以下・以上どちらを採用していますか。</p> <p>4. 交通誘導警備員A・Bは、有効桁4桁になるように、端数は切り捨てていますか。</p> <p>5. 極小規模鉄筋探索工の施工22～24号表は、合計が有効桁4桁で単位当たりは有効桁4桁ではなくても大丈夫でしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>9. 50cm以下を採用しています。</p> <p>10. 50cm以下を採用しています。</p> <p>11. 50cm以下を採用しています。</p> <p>12. 土木工事標準積算基準(福島県土木部 令和7年1月20日)P. I-2-①-2(2)端数処理3)に記載のとおり、週休2日補正後の労務単価は、1円未満を切捨てし、1円までとしています。</p> <p>13. 土木工事標準積算基準(福島県土木部 令和7年1月20日)P. I-2-①-1 5.(1)2(イ)に記載のとおり、合計が有効桁4桁で単位当たりについても4桁としています。</p>	